

平成25年9月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第46号

松伏町教育委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町教育委員会委員若盛正城氏の任期は、平成25年9月30日で満了となるが、再び若盛正城氏を同委員に任命することについて同意を求めるもの

2 任期

平成25年10月1日から平成29年9月30日まで

議案第47号

松伏町公平委員会委員の選任について

1 趣旨

松伏町公平委員会委員梅山洋一氏の任期は、平成25年9月30日で満了となるが、再び梅山洋一氏を同委員に選任することについて同意を求めるもの

2 任期

平成25年10月1日から平成29年9月30日まで

議案第48号

松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例を改定するとともに、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等並びに上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例の拡充等をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町税条例の一部改正

ア 寄附金税額控除に係る特例控除額の縮減（第34条の7・附則第7条の4関係）

都道府県及び市町村に対する寄附金に係る個人の町民税の寄附金税額控除について、復興特別所得税が課税される期間（平成26年度から平成50年度まで）の各年度に限り、特例控除額の算定に当たり復興特別所得税における寄附金控除相当分を縮減する。

イ 公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収等の見直し（第47条の2・第47条の5関係）

(ア) 特別徴収の継続

特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に町の区域外に転出した場合においても、特別徴収を継続する。

(イ) 仮特別徴収税額の改定

現 行	改 正 後
前年度分の本徴収額×1/3	前年度分の年税額×1/2×1/3

(参考) 仮徴収額は4、6、8月の各月に、本徴収額は10、12、2月の各月にそれぞれ支給される特別徴収対象年金給付の支払の際に特別徴収の方法

によって徴収する。本徴収額については改正なし。

$$\text{本徴収額} = (\text{年税額} - \text{仮徴収額}) \times 1 / 3$$

ウ 延滞金の割合の特例の改定（附則第3条の2・第4条関係）

	本則	現行の特例 (公定歩合+4%)	特例の見直し案 (14.6%については、特例の創設)
延滞金	14.6%	—	(特例基準割合※) 貸出約定平均金利+1%+7.3%
1ヶ月以内	7.3%	4.3%	(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1%+1.0%

見直し

※ 特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年10月から前年9月までにおける平均に、1%を加算した割合

エ 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等（附則第7条の3の2関係）

住宅借入金等特別税額控除の対象期間を平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長し、その期間のうち平成26年4月1日から平成29年末までに住宅を取得した場合については、消費税の引き上げを踏まえ、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7%に拡充する。

オ 特定公社債等の利子等に係る町民税の課税の特例（附則第16条の3関係）

納税義務者が支払を受けるべき特定公社債等の利子等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、100分の3の税率による分離課税とする。

カ 株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組等（附則第19条・第19条の2関係）

株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と一般株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度に改組するとともに、源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡所得等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、100分の3の税率による分離課税とする。

キ 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例（附則第22条の2関係）

東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができることとする。

ク その他規定の整備

(2) 松伏町国民健康保険税条例の一部改正

ア 特定公社債等の利子等に係る国民健康保険税の課税の特例（附則第3項関係）

特定公社債等の利子等に係る利子所得が申告分離課税の対象になったことに伴い、申告分離課税に係る利子所得を総所得金額等を含め所得割額を算定する。

イ 株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組等に伴う規定の整備（附則第6項関係）

ウ 地方税法の一部改正に伴う規定の整備（附則第15項関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成26年1月1日。ただし、2(1)クについては公布の日、2(1)エについては平成27年1月1日、3(3)アについては平成28年1月1日、2(1)イ及び3(3)イについては平成28年10月1日、2(1)オ及びカ、(2)ア及びイ並びに3(3)ウについては平成29年1月1日

(2) 延滞金に関する経過措置

2 (1) ウは、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(3) 町民税に関する経過措置

ア 平成28年1月1日前に発行された割引債について支払を受けるべき償還差益に対して課する個人の町民税については、なお従前の例による。

イ 2 (1) イは、平成28年10月1日以後の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収については、なお従前の例による。

ウ 2 (1) オ及びカは、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

エ 2 (1) キは、町民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

(4) 国民健康保険税に関する経過措置

ア 2 (2) ウは、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

イ 2 (2) ア及びイは、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第49号

松伏町都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

1 趣旨

町税に準じて、延滞金の割合を引き下げる特例措置を定めるための条例の改正

2 内容

延滞金の割合の特例措置の創設 (附則第2項関係)

	本則		特例案
延滞金	14.5%	創設	(特例基準割合※) 貸出約定平均金利+1%+7.25%
1ヶ月以内	7.25%		(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1%+1.0%

※ 特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年10月から前年9月までにおける平均に、1%を加算した割合

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成26年1月1日

(2) 経過措置

改正後の松伏町都市計画下水道事業受益者負担金条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第50号

松伏町介護保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

町税に準じて、延滞金の割合を引き下げる特例措置を見直すとともに、規定の整備を

するための条例の改正

2 内容

(1) 延滞金の割合の特例措置の見直し（附則第6条関係）

	本則	現行の特例 (公定歩合+4%)		特例の見直し案 (14.6%については、特例の創設)
延滞金	14.6%	—	見直し	(特例基準割合※) 貸出約定平均金利+1%+7.3%
3ヶ月以内	7.3%	4.3%		(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1%+1.0%

※ 特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年10月から前年9月までにおける平均に、1%を加算した割合

(2) その他

規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2（1）の規定は、平成26年1月1日から施行する。

(2) 経過措置

改正後の松伏町介護保険条例附則第6条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第51号

松伏町農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例

1 趣旨

町税に準じて、延滞金の割合を引き下げる特例措置を見直すための条例の改正

2 内容

延滞金の割合の特例措置の見直し（附則第2項関係）

	本則	現行の特例 (公定歩合+4%)		特例の見直し案 (14.6%については、特例の創設)
延滞金	14.6%	—	見直し	(特例基準割合※) 貸出約定平均金利+1%+7.3%
1ヶ月以内	7.3%	4.3%		(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1%+1.0%

※ 特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年10月から前年9月までにおける平均に、1%を加算した割合

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成26年1月1日

(2) 経過措置

改正後の松伏町農業集落排水事業分担金条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第52号

松伏町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

町税に準じて、延滞金の割合を引き下げる特例措置を見直すための条例の改正

2 内容

延滞金の割合の特例措置の見直し（附則第3条関係）

	本則	現行の特例 (公定歩合+4%)	特例の見直し案 (14.6%については、特例の創設)
延滞金	14.6%	—	(特例基準割合※) 貸出約定平均金利+1%+7.3%
3ヶ月以内	7.3%	4.3%	(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1%+1.0%

見直し →

※ 特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年10月から前年9月までにおける平均に、1%を加算した割合

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成26年1月1日

(2) 経過措置

改正後の松伏町後期高齢者医療に関する条例第5条及び附則第3条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第53号

防災行政無線デジタル化改修工事請負契約の締結について

- 1 工事名 防災行政無線デジタル化改修工事
- 2 施工箇所 松伏町役場内他
- 3 履行期限 平成29年3月31日
- 4 請負金額 176,284,500円
- 5 請負業者 東京都三鷹市下連雀五丁目1番1号
日本無線株式会社

議案第54号

舞台音響設備改修工事請負契約の締結について

- 1 工事名 舞台音響設備改修工事
- 2 施工箇所 松伏町ゆめみ野東三丁目14番地6地内
- 3 履行期限 平成26年2月28日
- 4 請負金額 58,860,900円
- 5 請負業者 東京都中央区日本橋箱崎町41番12号
ヤマハサウンドシステム株式会社

議案第55号

町道の路線認定について

認定内容

2-761号線

松伏町大字田島字五番919番11地先（起点）から

大字田島字五番920番2地先（終点）まで

幅員 4.00m 延長 62.31m

2-762号線

松伏町大字上赤岩字本村1213番地先(起点)から
大字上赤岩字永宮1684番地先(終点)まで
幅員 8.00m 延長 5.15m

議案第56号

平成25年度松伏町一般会計補正予算(第2号)

1 補正前予算額	8,191,857千円
2 補正予算額	△4,779千円
3 合計	8,187,078千円

議案第57号

平成25年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

1 当初予算額	3,829,322千円
2 補正予算額	145,815千円
3 合計	3,975,137千円

議案第58号

平成25年度松伏町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

1 当初予算額	663,269千円
2 補正予算額	9,182千円
3 合計	672,451千円

議案第59号

平成25年度松伏町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

1 当初予算額	7,238千円
2 補正予算額	900千円
3 合計	8,138千円

議案第60号

平成25年度松伏町介護保険特別会計補正予算(第1号)

1 当初予算額	1,518,102千円
2 補正予算額	83,582千円
3 合計	1,601,684千円

議案第61号

平成25年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

1 当初予算額	198,000千円
2 補正予算額	1,856千円
3 合計	199,856千円

議案第62号

平成24年度松伏町一般会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	8,110,416,672円
2 歳出総額	7,588,602,242円
3 歳入歳出差引額	521,814,430円

4 実質収支額 512,503,430円

議案第63号

平成24年度松伏町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	3,955,433,253円
2 歳出総額	3,641,722,971円
3 歳入歳出差引額	313,710,282円
4 実質収支額	313,710,282円

議案第64号

平成24年度松伏町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	629,223,317円
2 歳出総額	596,480,332円
3 歳入歳出差引額	32,742,985円
4 実質収支額	32,742,985円

議案第65号

平成24年度松伏町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	7,969,493円
2 歳出総額	6,391,740円
3 歳入歳出差引額	1,577,753円
4 実質収支額	1,577,753円

議案第66号

平成24年度松伏町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	1,554,029,623円
2 歳出総額	1,459,959,822円
3 歳入歳出差引額	94,069,801円
4 実質収支額	94,069,801円

議案第67号

平成24年度松伏町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	188,631,705円
2 歳出総額	187,002,002円
3 歳入歳出差引額	1,629,703円
4 実質収支額	1,629,703円